

徳島県産業廃棄物処理指導要綱

第1章 総 則

(目的)

第1条 この要綱は、産業廃棄物の取扱いについて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「政令」という。）及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）に定めがあるもののほか、産業廃棄物の適正な処理に関して必要な事項を定めることにより、生活環境の保全、公衆衛生の向上及び産業廃棄物の適正処理の推進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 産業廃棄物

法第2条第4項に規定する産業廃棄物及び同条第5項に規定する特別管理産業廃棄物をいう。

(2) 排出事業者

産業廃棄物を排出する事業者をいう。

(3) 処理業者

法第14条第1項若しくは第6項又は法第14条の4第1項若しくは第6項の規定による許可を受けている者をいう。

(4) 事業者等

排出事業者及び処理業者をいう。

(5) 産業廃棄物処理施設

政令第7条に掲げる施設をいう。

(6) 産業廃棄物処理業

法第14条第1項若しくは第6項又は法第14条の4第1項若しくは第6項の規定による許可を受けて行う産業廃棄物の収集及び運搬並びに処分の業をいう。

(7) 産業廃棄物処分業

法第14条第6項又は法第14条の4第6項の規定による許可を受けて行う産業廃棄物の処分の業をいう。

(8) 産業廃棄物処理業に係る施設

産業廃棄物処理業の用に供する施設のうち、政令第7条に掲げる施設以外のものをいい、車両類及び容器類を除き、積替え又は保管のための施設を含む。

(9) 県外産業廃棄物

県の区域外で発生した産業廃棄物をいう。

(関係者の責務)

第3条 県は、徳島県産業廃棄物処理計画に基づき、事業者等に対し、適切な指導、助言及び監督を行うとともに、処理業者の育成に努め、市町村等関係機関と密接な連携を図りながら、事業者等による産業廃棄物の適正処理を推進するものとする。

2 市町村は、生活環境の保全を図るため、県が実施する産業廃棄物の適正処理に関する対策に積極的に協力するとともに、事業者等に対し、地域の実情に即して必要な指導及び助言を行うよう努めなければならない。

3 事業者等は、産業廃棄物の処理を行う場合は、法その他の関係法令に定めるもののほか、この要綱に定める事項を遵守し、産業廃棄物を適正に処理しなければならない。

4 排出事業者は、産業廃棄物の減量化及び再生利用を積極的に推進するなど、その発生量の抑制に努めるとともに、発生した産業廃棄物については県内処理に努めなければならない。

- 5 処理業者は、産業廃棄物の適正処理に関する知識の研さん及び技術の向上に努めなければならない。

（排出事業者指導指針）

第4条 県は、排出事業者に対し、産業廃棄物の処理をその事業活動の一環として認識し、自らの責任において産業廃棄物の再生利用等による減量化及び最終処分の適正化を行う体制を整備するよう指導するものとする。

（処理業者指導指針）

第5条 県は、産業廃棄物の適正な処理を推進するため、処理業者に対する指導体制の強化を図るものとする。

- 2 県は、処理業者の団体の健全な育成に努めるほか、当該団体に対し、業界自主管理体制の整備を指導するものとする。

第2章 産業廃棄物処理施設の設置等に係る事前協議等

（事前調整）

第6条 法第15条第1項又は法第15条の2の6第1項の規定により許可の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ、この条から第13条までに定める手続を経なければならない。

- 2 申請者は、次条第1項の規定による事前協議の前に、申請しようとする産業廃棄物処理施設の設置又は変更の計画（以下「設置計画」という。）と関係市町村（当該産業廃棄物処理施設の設置等により生活環境に影響を及ぼすおそれがある地域を管轄する市町村をいう。以下第8条、第10条及び第24条において同じ。）の土地利用計画等との整合、関係法令による規制状況等を確認するとともに、地域の実情を十分把握するよう努めるものとする。

（事前協議）

第7条 申請者は、産業廃棄物処理施設の設置等に係る事前協議書（様式第1号。以下「事前協議書」という。）を知事に提出し、協議しなければならない。ただし、設置計画（政令第7条第14号に掲げる施設に係るものを除く。）が次のいずれかに該当すると知事が認めるときは、この条から第13条までに定める手続の全部又は一部を省略することができる。

- （1）同一敷地内にある主たる事業の設備に関連し、自らその産業廃棄物を処分するために設置するもの
（2）老朽化等に伴い、既存の施設を廃止して新たに設置するもの又は既存の施設を変更するものであって、設置又は変更後の施設の処理能力が既存の施設と同程度であるもの又は既存の施設より減少するもの
（3）地方公共団体が関与するもの
2 申請者は、前項の協議内容に変更（軽微な変更を除く。）があったとき、又は法人の買収（株式の取得、譲渡、交換又は移転、事業譲渡等）、合併、分割等により申請者の経営権に実質的な変更があったときは、新たに事前協議書を知事に提出し、再協議しなければならない。
3 事前協議書には、別表第1に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

（関係市町村長に対する照会）

第8条 知事は、申請者から事前協議書が提出された場合には、当該事前協議書を添付した照会書（様式第2号）を関係市町村長に送付し、設置計画と関係市町村が定めた土地利用計画及び関係法令による規制との関係、第10条第1項に規定する説明会の対象となる周辺住民等の範囲（以下「周辺住民等の範囲」という。）等について、関係市町村長の意見を求めるものとする。

- 2 関係市町村長は、前項の照会書の送付を受けた日から2週間以内に、意見書（様式第3号）を知事に提出するものとする。

（事前協議書の審査）

第9条 知事は、別に定めるところにより、関係機関の職員で構成する徳島県産業廃棄物処理施設適正立地審査会（以下「審査会」という。）を設置して、設置計画等の審査を行わせるものとする。

- 2 周辺住民等の範囲は、審査会において定めるものとする。この場合において、審査会は、生活環境に影響が及ぶ可能性を考慮して合理的な範囲の設定を行うものとする。
- 3 知事は、審査会において周辺住民等の範囲が定められたときは、速やかに、その旨を申請者に通知するものとする。

（説明会の開催等）

第10条 申請者は、前条第3項の規定により周辺住民等の範囲が通知されたときは、速やかに、当該周辺住民等に対して、設置計画、生活環境影響調査等の内容についての説明会を開催し、周辺住民等の理解を得るよう努めるものとする。

- 2 知事及び関係市町村長は、前項の説明会の開催に当たり、必要な協力を行うものとする。
- 3 周辺住民等は、第1項の説明会が開催された日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、設置計画に対する生活環境の保全上の見地からの意見書を申請者に提出することができる。
- 4 申請者は、第1項の規定により説明会を開催したときは、当該説明会において周辺住民等から出された意見を取りまとめるとともに、前項の意見書が提出された場合にあっては、その意見書の写しを添えて説明会実施報告書（様式第4号。以下次項及び次条において「報告書」という。）を知事及び関係市町村長に提出するものとする。
- 5 関係市町村長は、前項の規定により報告書を受領した日から2週間以内に、生活環境の保全上の見地からの意見書を知事に提出することができる。

（設置計画に対する意見の通知）

第11条 知事は、第8条第2項及び前条第5項の意見書並びに報告書の内容等を総合的に勘案し、設置計画についての意見をまとめたときは、速やかに、当該意見を申請者に通知するものとする。

（設置計画への反映）

第12条 申請者は、前条の規定による知事の意見を設置計画に反映させるよう努めるものとする。

- 2 知事は、前項の申請者の措置の方針を確認するために必要と認めるときは、申請者に対して報告書（様式第5号）の提出を求めることができる。

（設置計画変更等の勧告等）

第13条 知事は、第11条の規定により通知した意見が設置計画に反映されない場合又は設置計画の廃止が相当と認める場合は、申請者に設置計画の変更又は廃止の勧告を行うものとする。

- 2 知事は、第11条による通知をした後においても、法人の買収（株式の取得、譲渡、交換又は移転、事業譲渡等）、合併、分割等により申請者の経営権に実質的な変更があった場合であって、申請者において設置計画が協議内容に沿って適正に実施されないと認めるときは、申請者に対して新たに事前協議書の提出を求め、再協議を行わせることができる。
- 3 申請者は、第1項の規定により設置計画の変更の勧告を受けた場合は、速やかに、必要な措置を行うとともに、その結果を記載した報告書（様式第6号）を知事に提出しなければならない。

第3章 産業廃棄物処理業に係る施設の事前協議等

（事前調整）

第14条 産業廃棄物処理業に係る施設の設置又は変更に伴い、法第14条第1項若しくは第6項、法第14条の2第1項、法第14条の4第1項若しくは第6項若しくは法第14条の

5 第1項の規定により許可の申請をしようとする者又は法第14条の2第3項若しくは法第14条の5第3項の規定により届出をしようとする者（以下「申請者等」という。）は、あらかじめ、この条から第21条までに定める手続を経なければならない。

2 申請者等は、次条第1項の規定による事前協議の前に、申請又は届出をしようとする産業廃棄物処理業に係る施設の設置又は変更の計画（以下「事業計画」という。）と関係市町村（当該産業廃棄物処理業に係る施設の設置等により生活環境に影響を及ぼすおそれがある地域を管轄する市町村をいう。以下第16条において同じ。）の土地利用計画等との整合、関係法令による規制状況等を確認するとともに、周辺住民等に対して、事業計画の内容について周知を図るものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合であって、産業廃棄物処理業に係る施設及びその処理方法について従前と変更がなく、かつ、生活環境の保全上支障が生ずるおそれがないと知事が認めるときは、本文に定める手続の全部又は一部を省略することができる。

（1）自らその産業廃棄物の処理を行っていた法人が分割し、又は事業譲渡したことにより、新たに産業廃棄物を処理することとなった一方の法人が、他方の法人が排出する産業廃棄物のみを処理しようとする場合

（2）法人の合併又は分割により、申請者等が産業廃棄物処理業に係る施設を承継した場合

（3）事業譲渡により、申請者等が産業廃棄物処理業に係る施設を譲り受け、又は借り受けた場合

3 前項の周辺住民等の範囲は、申請者等が、産業廃棄物処理業に係る施設の設置により生活環境に影響が及ぶ可能性を考慮して、自ら合理的な範囲の設定を行うものとする。

（事前協議）

第15条 申請者等は、産業廃棄物処理業に係る施設の実業計画書（様式第7号。以下「事業計画書」という。）を知事に提出し、協議しなければならない。ただし、前条第2項ただし書に該当するとき又は事業計画が次のいずれかに該当すると知事が認めるときは、この条から第21条までに定める手続の全部又は一部を省略することができる。

（1）老朽化等に伴い、既存の施設を廃止して新たに設置するもの又は既存の施設を変更するものであって、設置又は変更後の施設の処理能力が既存の施設と同程度であるもの又は既存の施設より減少するもの

（2）地方公共団体が関与するもの

2 申請者等は、前項の協議内容に変更（軽微な変更を除く。）があったとき、又は法人の買収（株式の取得、譲渡、交換又は移転、事業譲渡等）、合併、分割等により申請者の経営権に実質的な変更があったときは、新たに事業計画書を知事に提出し、再協議しなければならない。

3 事業計画書には、別表第2に掲げる書類及び図面のほか、前条第2項の規定により実施した周辺住民等に対する周知の内容を記載した周知等実施報告書（様式第8号）を添付するものとする。

（関係市町村長に対する照会）

第16条 知事は、申請者等から事業計画書が提出された場合には、当該事業計画書を添付した照会書（様式第9号）を関係市町村長に送付し、事業計画と関係市町村が定めた土地利用計画及び関係法令による規制との関係等について、関係市町村長の意見を求めるものとする。

2 関係市町村長は、前項の照会書の送付を受けた日から2週間以内に、意見書（様式第10号）を知事に提出するものとする。

（事業計画書の審査）

第17条 知事は、必要に応じて、審査会において事業計画等の審査を行わせるものとする。

（事業計画に対する意見の通知）

第18条 知事は、第16条第2項の意見書の内容及び前条の審査会における意見を総合的に勘案し、事業計画についての意見をまとめたときは、速やかに、当該意見を申請者等に通知するものとする。

(事業計画への反映)

第19条 申請者等は、前条の規定による知事の意見を事業計画に反映させるよう努めるものとする。

2 知事は、前項の申請者等の措置の方針を確認するために必要と認めるときは、申請者等に対して報告書(様式第11号)の提出を求めることができる。

(事業計画変更等の勧告等)

第20条 知事は、第18条の規定により通知した意見が事業計画に反映されない場合又は事業計画の廃止が相当と認める場合は、申請者等に事業計画の変更又は廃止の勧告を行うものとする。

2 知事は、第18条による通知をした後においても、法人の買収(株式の取得、譲渡、交換又は移転、事業譲渡等)、合併、分割等により申請者の経営権に実質的な変更があった場合であって、申請者において事業計画が協議内容に沿って適正に実施されないと認めるときは、申請者に対して新たに事業計画書の提出を求め、再協議を行わせることができる。

3 申請者等は、第1項の規定により事業計画の変更の勧告を受けた場合は、速やかに、必要な措置を行うとともに、その結果を記載した報告書(様式第12号)を知事に提出しなければならない。

(工事完了の報告)

第21条 申請者等は、産業廃棄物処理業に係る施設の設置に係る工事が完了したときは、工事完了報告書(様式第13号)を知事に提出するものとする。

2 知事は、前項の工事完了報告書を受理したときは、速やかに検査を行い、工事の完了を確認するものとする。

第4章 許可申請等

(更新の申請期間)

第22条 処理業者は、法第14条第2項若しくは第7項又は法第14条の4第2項若しくは第7項の更新の申請をするときは、許可の有効期間の満了の日の60日前から満了の日までの間にその申請をしなければならない。

第5章 県外産業廃棄物の事前協議

(県外産業廃棄物の持込みに関する事前協議)

第23条 事業者等は、県の区域内において県外産業廃棄物を処分し、又は保管してはならない。ただし、事業者等からあらかじめ知事に協議書(様式第14号。以下次項において同じ。)の提出があった場合において、次のいずれかの場合に該当し、知事が生活環境の保全上支障がなく、かつ、県外産業廃棄物の処理が適正に行われると認めたときは、この限りではない。

(1) 排出場所の都道府県では、その産業廃棄物を処理することが困難な場合

(2) 県内の処理業者が、特殊な処理技術又は処理施設を有する場合

(3) 県内の処理業者が、他の都道府県において産業廃棄物を排出した場合

(4) その他知事が別に定める要件を満たす場合

2 事業者等は、前項の協議内容に変更があったときは、新たに協議書を提出し、再協議しなければならない。

3 知事は、第1項の協議書において示された県外産業廃棄物を処理するための施設の能力等を勘案し、審査を行い、県外産業廃棄物の処理が適正に行われると認められる場合には、承認を与えるものとする。

4 前項の承認には、県外産業廃棄物の搬入量、搬入期間、種類等について制限を付することができる。

5 知事は、第3項の承認をしたときは、承認書(様式第15号)を交付するものとする。

第6章 維持管理等

(協定締結の要請)

第24条 知事は、産業廃棄物処理施設に係る周辺地域の生活環境の保全についての配慮に関し、周辺住民等の理解と信頼を確保するため必要があると認めるときは、当該産業廃棄物処理施設の設置者（以下「設置者」という。）に対し、設置者と関係市町村長若しくは周辺住民等の代表者との間において、又はこれら三者間において、生活環境の保全に関する協定を締結するように求めるものとする。

2 設置者は、前項の規定により協定の締結を求められたときは、誠意をもってこれに応じなければならない。

(不法投棄等の対策)

第25条 知事は、産業廃棄物の不法投棄等の不適正な処理に迅速に対応するため、別に定めるところにより、関係機関が一体となった徳島県不法投棄等対策会議を設置するものとする。

第7章 補則

(その他)

第26条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成10年12月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際現に改正前の要綱の規定に基づいて提出された書類は、改正後の要綱の相当規定に基づいて提出されたものとみなす。

附 則

1 この要綱は、平成16年7月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際現に改正前の要綱の規定に基づいて提出された書類は、改正後の要綱の相当規定に基づいて提出されたものとみなす。

附 則

1 この要綱は、平成19年5月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際現に改正前の要綱の規定に基づいて提出された書類は、改正後の要綱の相当規定に基づいて提出されたものとみなす。

附 則

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際現に改正前の要綱の規定に基づいて提出された書類は、改正後の要綱の相当規定に基づいて提出されたものとみなす。

附 則

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際現に改正前の要綱の規定に基づいて提出された書類は、改正後の要綱の相当規定に基づいて提出されたものとみなす。

附 則

1 この要綱は、平成22年7月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際現に改正前の要綱の規定に基づいて提出された書類は、改正後の要綱の相当規定に基づいて提出されたものとみなす。

附 則

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

- 2 この要綱の施行の際現に改正前の要綱の規定に基づいて提出された書類は、改正後の要綱の相当規定に基づいて提出されたものとみなす。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に改正前の要綱の規定に基づいて提出された書類は、改正後の要綱の相当規定に基づいて提出されたものとみなす。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年5月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に改正前の要綱の規定に基づいて提出された書類は、改正後の要綱の相当規定に基づいて提出されたものとみなす。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年11月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に改正前の要綱の規定に基づいて提出された書類は、改正後の要綱の相当規定に基づいて提出されたものとみなす。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に改正前の要綱の規定に基づいて提出された書類は、改正後の要綱の相当規定に基づいて提出されたものとみなす。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に改正前の要綱の規定に基づいて提出された書類は、改正後の要綱の相当規定に基づいて提出されたものとみなす。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年5月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に改正前の要綱の規定に基づいて提出された書類は、改正後の要綱の相当規定に基づいて提出されたものとみなす。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に改正前の要綱の規定に基づいて提出された書類は、改正後の要綱の相当規定に基づいて提出されたものとみなす。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に改正前の要綱の規定に基づいて提出された書類は、改正後の要綱の相当規定に基づいて提出されたものとみなす。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に改正前の要綱の規定に基づいて提出された書類は、改正後の要綱の相当規定に基づいて提出されたものとみなす。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に改正前の要綱の規定に基づいて提出された書類は、改正後の要綱の相当規定に基づいて提出されたものとみなす。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年9月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に改正前の要綱の規定に基づいて提出された書類は、改正後の要綱の相当規定に基づいて提出されたものとみなす。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に改正前の要綱の規定に基づいて提出された書類は、改正後の要綱の相当規定に基づいて提出されたものとみなす。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年5月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に改正前の要綱の規定に基づいて提出された書類は、改正後の要綱の相当規定に基づいて提出されたものとみなす。